

公益社団法人日本滑空協会
資産管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本滑空協会（以下、「本協会」という。）定款第 49 条の資産の管理及び運用に関し必要な事項を定める。

(資産の構成)

第 2 条 本会の資産は、次により構成する。

- (1) 基本財産
- (2) 基本財産以外の財産
 - 特定資産
 - その他の固定資産

(資産の管理及び運用)

第 3 条 資産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理を行う。

- 2 基本財産及び特定資産は、貸借対照表及び財産目録において他の資産と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 その他の固定資産は、それぞれ台帳を設けて管理しなければならない。

(基本財産)

第 4 条 基本財産は、本会定款第 47 条に定める資産とする。

- 2 基本財産は、これを処分または担保にしてはならない。
- 3 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の 3 分の 2 を超える多数の承認を得て、その一部を処分し、またはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(特定資産)

第 5 条 特定資産は、将来の特定の目的のために積み立てた特定預金等とする。

- 2 特定資産を保有しようとするときは、その名称、目的、積立限度額、積立期間及び算定根拠を理事会に提示し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 特定資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことができない。
- 4 積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更、やむを得ない事由により目的外の取崩を行う場合は理事会の承認を得なければならない。

(特定費用準備資金)

第 6 条 特定資産のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 第 18 条に規定する特定費用準備資金とするものについては、取崩に関わる手続き並びに積立限度額及びその算定根拠を、同規則の定めに従って事務局等に備え置き、閲覧に供するものとする。

(改 廢)

第 7 条 この規程を改廢するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

改定履歴

平成 28 年 2 月 13 日 制定